

令和4年1月31日  
環境政策部  
環境計画課

## 世田谷区気候危機対策基金条例

### 1 主旨

区は、気候危機の状況を区民・事業者と共有し、ともに行動していくため、令和2年に気候非常事態宣言を行うとともに、2050年（令和32年）までに区内の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを表明した。このことを契機に、気候危機から区民の生命と財産を守り、二酸化炭素排出量を削減し気候変動を食い止める施策を一層進めるため、世田谷区地球温暖化対策地域推進計画（以下、「計画」という。）の見直しを進めている。

今後の計画の見直しの中で示す2030年度（令和12年度）の二酸化炭素排出削減目標の水準達成に向けては、施策を安定的・継続的に行っていく必要があり、その財源を確保していくため、「世田谷区気候危機対策基金」を創設する。

### 2 目的

気候危機対策を着実に実行していくため、特別区競馬組合分配金や森林環境譲与税の一部を活用し財源を確保する。基金を創設することにより、施策の中心である区民・事業者が気候危機対策を自分事として関心を持っていただけるよう寄附を呼びかけるとともに、区民・事業者の行動変容を促していく。

### 3 使途について

#### （1）これからの気候変動を食い止めるための取組み【緩和策】

省エネルギー化の推進、再生可能エネルギーの利用拡大、脱炭素に貢献するまちづくりの取組みを進める。

#### （2）みどりや土を活用する取組み【適応策】

樹木や土などの自然の力を活用したグリーンインフラの取組み、暑熱対策など、気候変動への適応に対する取組みを進める。

#### （3）区民・事業者の一人ひとりの行動変容を促す取組み【普及啓発】

公共施設への木材利用の推進、環境問題の解決を目的とした起業支援や環境に配慮した商品やサービスの選択に対するインセンティブ付与等、脱炭素に貢献するライフスタイル・ビジネススタイルを具体的に実践できるような普及啓発に取り組む。

### 4 想定事業規模・基金の財源

令和4年度から令和12年度までの想定事業規模は30億円を目安とし、事業費の一部に本基金を充当する。

※基金創設時は特別区競馬組合分配金、森林環境譲与税の一部を原資とし、基金の規模は4億円とする。

## 5 周知について

本基金についてインターネット等を効果的に活用し、広く周知を行うことで、区の気候危機に対する取組みを区民・事業者と共有する。

## 6 条例制定等について

本基金の創設にあたり、令和4年第1回区議会定例会に、「世田谷区気候危機対策基金条例（案）」（別紙参照）を提出する。

## 7 スケジュール（予定）

|      |    |                     |
|------|----|---------------------|
| 令和4年 | 2月 | 令和4年第1回区議会定例会に条例案提案 |
|      | 3月 | 条例公布（中間議決） 条例施行     |

## 世田谷区気候危機対策基金条例（案）

## （設置の目的）

第1条 地球温暖化の防止を図るために区が行う施策及び気候変動による自然災害等から区民の生命と財産を守るために区が行う施策の総合的な推進に必要な経費の財源に充てるため、世田谷区気候危機対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

## （積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、予算の範囲内で区長が定める。

## （管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

## （運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、世田谷区一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

## （繰替運用）

第5条 区長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

## （処分）

第6条 基金は、第1条に規定する目的に必要な場合、その一部又は全部を処分することができる。

## （委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、区長が別に定める。

## 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。